

# 一般社団法人大阪府農業会議の概要

## 1. 組織

- (1) 設立 昭和29年8月20日
- (2) 目的 一般社団法人大阪府農業会議は、「農業委員会等に関する法律」により農業委員会ネットワーク業務を実施する法人として、大阪府知事の指定を受けた団体である。同法が規定する関係行政機関への意見提出や農地法上の許可要件としての意見具申、行政委員会である農業委員会の委員等への講習、農地に関する情報の提供や農業の担い手への支援等を通じて、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的としている。
- (3) 事務局 職員 5名

## 2. 業務内容

「農業委員会等に関する法律」の規定による

<抜粋>

(業務) 43条

都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県機構」という。）は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 農業委員会相互の連絡調整並びにその事務を効率的かつ効果的に実施している農業委員会の取組に関する情報の公表、農業委員会の委員、推進委員及び職員に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援を行うこと。
- 二 農地に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する関係農業委員会の紹介その他の支援を行うこと。
- 四 法人化の支援その他農業経営の合理化のために必要な支援を行うこと。
- 五 認定農業者その他の農業の担い手の組織化及びこれらの者の組織の運営の支援を行うこと。
- 六 農業一般に関する調査及び情報の提供を行うこと。
- 七 農地法その他の法令の規定により都道府県機構が行うものとされた業務を行うこと。
- 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## 3. 事務所

大阪府中央区農人橋2丁目1-33

J Aバンク大阪信連事務センター3階

一般社団法人大阪府農業会議

(Tel)06-6941-2701、F ax06-6941-5725)